

佐倉歩こう会運営要領

佐倉歩こう会は、月例会コースの立案・実施などにあたっては本要領に従って行う。

[1] 総則

1-1 運営費

- (1) 月例会コースの下見調査費は、京成佐倉駅を起点とし、3段階に区分する。
公的交通機関往復運賃が～1,000円未満は、近距離1,000円。1,000円～1,500円未満は、中距離1,500円。1,500円以上は遠距離2,000円とする。
- (2) リーダーには2回分、サブには1回分の下見調査費を支給する。
- (3) 地図作成及びコピー費用は、作成者に500円を支給する。

1-2 保有機材管理

- (1) 会が所有する機材は、例会終了後次月のリーダーが引き継ぎ、次月例会終了まで管理する。
- (2) 事務局は総会時に機材の一覧表を作成する。

1-3 会員への広報

- (1) 総会時に計画コース表の配布。
- (2) インターネット「ホームページ」での掲示。

佐倉歩こう会 www.catv296.ne.jp/~ikoga-y/information.html

[2] 月例会の計画及び実施

2-1 年間計画

- (1) 月例会の案内役は、コースリーダー1名、サブ2名を基本とする。
- (2) 1月に役員会を開催し、過去の実施コース、参考資料を基にコースが地域的に偏らないよう次年度コースを設定し、各月の案内役のリーダーを決める。
- (3) 2月に役員会を開催し、リーダーから提出されたコース計画を取りまとめ、各月コースの行程(遠隔地の査定)、サブリーダーを決め、年間計画を作成する。

2-2 月次計画

月ごとの案内役は、コースの下見調査を行い、コース資料の作成をする

2-3 コースの選定基準

- (1) コースの歩行距離は、佐倉市及び近隣のほぼ20kmとする。
- (2) 集合時間は、集合地9時を基準とする。
- (3) 参加者の安全を優先して、交通量が多く歩行上危険な個所は極力避けるように配慮する。
- (4) 休憩及びに昼食場所は、大勢で利用できる広場とトイレの完備された場所を選ぶこと、他の人々に迷惑をかけないように留意する。
- (5) 昼食時間は、原則として60分とする。

2-4 月例会当日の実施事項

- (1) 担当月の案内担当者は集合時刻の15分前に集合し、参加者の受け入れ準備を整える。
- (2) 担当者は参加者の氏名の箇所にマークを付し人数を確認し、資料を配布する。
- (3) 臨時会員は参加用紙に、氏名、連絡先(住所、電話番号)等を記入する。
- (4) 出発前の実施事項
 - ① 会長の挨拶。
 - ② リーダーのコース説明。
 - ③ 準備運動。
- (5) 昼食場所での実施事項
 - ① リーダーは昼食場所に到着した時、出発時刻を全員に伝達する。
 - ② 会長は、連絡事項がある時には、出発前に全員に伝達する。
- (6) 解散場所での実施事項
 - ① 整理体操。
 - ② 機材の引き継ぎ。

2-5 月例会参加者の遵守事項

リーダーは、参加者に下記事項を遵守させるよう出発前に伝達する。

- ①コース途中で中断する場合は、必ずリーダーにその由を申し出る。
- ②動植物の採取禁止
- ③自分のゴミの持ち帰り
- ④道路の右端歩行を原則とし、他の歩行者や自動車、自転車等の通行の妨げとならないよう、留意するとともに、旗手に追従する。

2-6 荒天時等の対応要領

(1)リーダーは、前日の午後6時の時点で荒天の場合、会長と相談し中止の決定をする。

注：荒天の定義

- ① 降雨、降雪予報が出されている場合(降水・降雪率50%以上)
 - ② 強風警戒警報が出されている場合(風速が概ね15メートル/秒以上)
 - ③ コースに残雪、ぬかるみがあり、歩行が著しく困難と考えられる場合
- (2)前日の午後7時頃に、ホームページに中止を載せる。
- (3)ホームページを確認できない者は、当月のリーダーに自己で電話をして確認する。
- (4)例会中、緊急事態の発生や天候急変した場合は、会長はリーダーと協議し継続か、または中止の判断を迅速に行う。
- (5)荒天での中止の場合、次週(翌月第1水曜日)に順延するものとする。但し、それ以降の順延はしない。
(12月度は順延なし)

2-7 案内役の役割

- (1)リーダーはスタートを合図し、旗を掲げ先頭を歩き、原則として道路右端を通行する。
- (2)サブリーダーは旗を掲げ最後尾を歩く。
- (3)案内役
 - ①リーダーが歩いた通りに列を誘導し、私有地への踏み込みなど列に乱れが生じないように注意を払う。
 - ②安全を第一に考慮するとともに、列が長くならないよう適切に誘導する。
 - ③道路を横断する場合、道路の両側の自動車が来る方向に立って、適切に誘導する。
- (4)月例会終了後、会の旗、指示棒、薬箱等の員数を確認して翌月担当案内役に引き渡す。

以上

平成24年4月4日制定
令和2年4月27日改訂